

流山市通学区域審議会条例

(設置)

第1条 市に、教育委員会の附属機関として、流山市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ流山市立小、中学校の通学区域に関する事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 学校長の代表者

(3) P T Aの代表者

(4) 市民等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける前条第2項各号に掲げる者でなくなった場合は、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手續が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

流山市通学区域審議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市通学区域審議会条例(昭和 52 年流山市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定により、審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(答申)

第 3 条 審議会は、諮問事項に関する最終的な論議の内容について教育委員会に答申するものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 4 月 6 日教委規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 1 日教委規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日教委規則第 8 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 27 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

流山市市民参加条例（抜粋）

（審議会等の会議の公開等）

第 8 条 審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開とすることができると定められているときは、この限りではありません。

2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令(条例を含む。)の定めがある場合を除き、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとします。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開を決定するものとします。

3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとします。

4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、会議開催日の 1 週間前までに広報又はホームページ等により公表しなければなりません。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではありません。

5 前項の規定により公表する内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の手続、担当課名その他必要な事項とします。

6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとします。

（審議会等の会議録の作成及び公表）

第 9 条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。この場合において、会議に提出された資料(流山市情報公開条例(平成 13 年流山市条例第 32 号)第 7 条各号に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。))を除く。)を併せて公表しなければなりません。

2 前項の会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければなりません。

3 市は、審議会等から提出された答申及び建議に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければなりません。

流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第 1 条 この指針は、審議会等の機能を十分発揮させるとともに、公正で透明性の高い開かれた市政の推進に資するため、審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。

(再任の制限)

第 3 条 委員の再任は、当該審議会等の委員としての任期が継続して 3 期を超えないよう配慮するものとする。ただし、特定の職を選任しなければならない等の特別の事情がある場合は、この限りでない。

(兼職の制限)

第 4 条 委員の選任においては、同一の委員による複数の審議会等の委員の兼職は行わないものとする。ただし、特定の職を選任しなければならない等の特別の事情がある場合であって、同一の委員が複数の審議会等の委員を兼職することにより、当該審議会等の会議の開催等に支障を来すおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により同一の委員による複数の審議会等の兼職を行う場合において、兼職の件数は、3 件を超えないものとする。

(女性委員の登用)

第 5 条 審議会等の委員の選任においては、全ての委員の数に対する女性の委員の数の割合が 4 割を下回らないよう、努めるものとする。

(市の職員の選任の制限)

第 6 条 市の職員を審議会等の委員に選任することについては、審議会等の特性を考慮し、必要と認める場合を除き、行わないものとする。

(委員名簿の作成等)

第 7 条 審議会等を所管する担当課等の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の委員が選任されたときは、当該審議会等の委員の

名簿を作成し、保管するとともに、人事担当課の長に当該名簿を提出するものとする。

(審議会等の長が選任されていない場合等の審議会等の公開又は非公開の決定)

第 8 条 審議会等の長が選任されていない場合において、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない旨を定めるときは、別に法令（条例を含む。）の定めがある場合を除き、当該審議会等の事務局を担当する課等の長（当該審議会等の設置の根拠法令等に定めがある場合は当該根拠法令等に定める者）が会議に諮り、多数決によって決定するものとする。この場合において、多数決の結果、可否同数の場合は、事務局を担当する課等の長の判断で公開又は非公開の決定をすることができる。

(審議会等の会議の公開の方法等)

第 9 条 審議会等の会議の公開の方法は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴により行うものとする。
- (2) 審議会等の会議の傍聴は、先着順により決定する。ただし、先着順による決定が難しい場合は、抽選によることができる。
- (3) 報道関係の取材として傍聴希望がある場合は、前号の規定にかかわらず、傍聴することができるよう配慮するものとする。

(傍聴者への遵守事項の明示)

第 10 条 審議会等は、会議を公開するときは、あらかじめ傍聴者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 傍聴者は、傍聴人受付簿に、住所、氏名等を記入しなければならないこと。
- (2) 会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。
- (3) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した場合は、この限りでないこと。
- (4) プラカード、ビラ、旗、楽器及び拡声器等を持ち込んで서는ならないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(7) 傍聴者が前各号に規定する事項に違反したときは、審議会等の長が注意し、なお、これに従わない時は退場を命ずることがあること。

(会議録等の作成)

第 1 1 条 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として 1 か月以内に会議録又は議事要旨を調製しなければならない。

2 非公開の会議においては、会議録又は議事要旨の調製のほか、議事案件（会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題等を記載した文書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

(会議録等の情報公開コーナーへの配架)

第 1 2 条 審議会等の全部又は一部を公開とした場合は、その公開された部分の会議録又は議事要旨を情報公開コーナーに配架しなければならない。

2 審議会等の全部又は一部を非公開とした場合は、その非公開とされた部分の議事案件を情報公開コーナーに配架しなければならない。

(審議会等の見直し)

第 1 3 条 所管課長は、常に審議会等の見直しを行い、所定の目的を達成したもの及び状況により存続の必要性が薄らいだものについては、速やかに廃止する等の措置をとるとともに、行政改革担当課の長に報告するものとする。

(市民参加の対象事項等以外の事項を審議する審議会等の委員の選任等)

第 1 4 条 流山市市民参加条例（平成 2 4 年流山市条例第 1 9 号）第 5 条に規定する対象事項等以外の事項を審議する審議会等の委員の選任、会議の公開及び非公開の手続き並びに会議録の作成及び公表については、市民参加条例第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条並びに第 9 条の規定の例による。

(委任)

第 1 5 条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成24年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この指針の委員の選任に関する規定は、この指針の施行の日(以下「施行日」という。)以後に選任に係る手続が開始されている委員であって、委嘱又は任命された委員について適用する。

(経過措置)

3 施行日において現に次項の規定により廃止される前の流山市審議会等の委員の選任等に関する指針に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

(流山市審議会等の委員の選任等に関する指針の廃止)

4 流山市審議会等の委員の選任等に関する指針(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

(流山市審議会等の会議の公開に関する指針の廃止)

5 流山市審議会等の会議の公開に関する指針(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

関連法令等（抜粋）

学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条）の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の二において同じ。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第4章 小学校

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第五章 中学校

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から

第 68 条までの規定は、中学校に準用する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号)

(適正な学校規模の条件)

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。

小学校施設整備指針(平成 4 年 3 月 31 日作成)

第 3 通学環境

1 通学区域

- (1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- (2) 地域の実状に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

中学校施設整備指針(平成 4 年 3 月 31 日作成)

第 3 通学環境

1 通学区域

- (1) 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。

- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には,生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

交通頻繁な道路,鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに,防犯上,死角が多い場所,人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

流山市立小学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、流山市立小学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 38 条の規定により流山市が設置する小学校の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市立流山小学校	流山市流山 4 丁目 359 番地
流山市立新川小学校	流山市大字中野久木 339 番地
流山市立八木南小学校	流山市芝崎 92 番地
流山市立八木北小学校	流山市美田 208 番地
流山市立江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3 丁目 11 番地
流山市立東小学校	流山市名都借 856 番地
流山市立東深井小学校	流山市東深井 879 番地の 2
流山市立鱈ヶ崎小学校	流山市鱈ヶ崎 7 番地の 1
流山市立西初石小学校	流山市西初石 4 丁目 347 番地
流山市立向小金小学校	流山市向小金 3 丁目 149 番地の 1
流山市立小山小学校	流山市十太夫 97 番地の 1
流山市立長崎小学校	流山市野々下 2 丁目 10 番地の 1
流山市立流山北小学校	流山市加一丁目 795 番地の 1
流山市立西深井小学校	流山市西深井 67 番地の 1
流山市立南流山小学校	流山市木 487 番地
流山市立おおたかの森小学校	流山市市野谷 6 2 1 番地の 1

流山市立中学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、流山市立中学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 49 条において準用する同法第 38 条の規定により、流山市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市立南部中学校	流山市加三丁目 600 番地の 1
流山市立常盤松中学校	流山市東初石 3 丁目 134 番地
流山市立北部中学校	流山市大字中野久木 577 番地
流山市立東部中学校	流山市名都借 865 番地
流山市立東深井中学校	流山市東深井 47 番地
流山市立八木中学校	流山市古間木 210 番地の 2
流山市立南流山中学校	流山市流山 2539 番地の 1
流山市立西初石中学校	流山市西初石 4 丁目 455 番地の 1
流山市立おおたかの森中学校	流山市市野谷 6 2 1 番地の 1

流山市立小学校及び中学校通学区域規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 5 条第 2 項の規程により、就学すべき流山市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第 2 条 流山市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

別表(第 2 条)

学校名	大字名	通学区域
流山 小学校	流山	9 3 3 ~ 1 1 5 5 番地
	流山	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目、9 丁目全域
	平和台	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目全域
	西平井	全域
八木南 小学校	思井	全域
	中	全域
	芝崎	全域
	古間木	全域
	前平井	全域
	後平井	1 0 8 番地の 2、1 1 0 番地の 2、1 1 1 番地の 2、1 1 2 番地の 2、1 1 3 番地の 2、2 8 2 番地の 2、2 8 3 番地の 1、2 8 3 番地の 3、2 8 4 番地、2 8 5 番地の 1、2 8 5 番地の 4、2 8 5 番地の 5、2 8 6 番地の 1、2 8 7 番地の 1、2 8 7 番地の 2、2 8 8 番地の 1、2 8 8 番地の 2、2 8 9 番地の 1、2 8 9 番地の 3、2 9 0 番地の 1、2 9 1 番地の 2 を除く後平井全域
	宮園	1 丁目、2 丁目、3 丁目全域
	野々下	1 丁目 4 2 番地の 2、4 3 番地の 2、1 6 4 番地の 6、1 6 5 番地の 1、1 6 5 番地の 2、1 6 5 番地の 4、1 6 5 番地の 1 1、1 6 5 番地の 1 3、1 6 5 番地の 1 4、1 7 8 番地の 3、1 7 8 番地の 5、1 7 8 番地の 8、1 7 9 番地、1 8 0 番地の 1 を除く野々下 1 丁目全域 2 丁目 3 9 1 番地、3 9 3 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 0 1 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 0 1 番地の 5 ~ 同番地の 8、4 0 2 ~ 4 0 5 番地、

		4 1 1 番地、4 1 2 番地、4 1 7 番地、4 1 8 番地、4 1 9 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 1 9 番地の 5、4 2 5 番地の 2、4 2 6 番地の 1、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地、4 2 8 番地の 1、4 2 8 番地の 2、4 2 9 ~ 4 3 4 番地、4 3 6 番地 ~ 4 3 8 番地の 4、4 3 8 番地の 6 ~ 同番地の 8、4 3 9 番地の 1、4 3 9 番地の 2、4 4 4 番地の 1、4 7 7 番地の 1、4 7 7 番地の 2、4 7 8 ~ 4 8 1 番地、4 8 2 番地の 2 ~ 同番地の 4、4 8 3 番地、4 8 4 番地の 1、4 8 4 番地の 2、4 8 5 番地、4 8 6 番地の 1 ~ 同番地の 4、4 8 7 番地の 1、4 8 7 番地の 2、4 8 8 ~ 4 8 9 番地
	市野谷	1 番地の 1、1 番地の 2、1 番地の 3、2 番地、3 番地の 1、3 番地の 4、3 番地の 5、4 番地の 1、4 番地の 4、4 番地の 5、5 番地の 1、5 番地の 2、5 番地の 3、6 番地の 1、6 番地の 3、6 番地の 4、7 番地の 1、8 番地、9 番地、1 0 番地の 1
八木北 小学校	東初石	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
	駒木台	全域
	青田	全域
	美田	全域
	駒木	3 4 0 ~ 3 9 9 番地、4 0 1 ~ 4 1 7 番地、4 2 3 ~ 4 2 4 番地、4 4 6 ~ 4 5 0 番地、4 8 7 ~ 5 0 2 番地、5 0 4 ~ 5 2 7 番地、5 2 9 ~ 5 3 3 番地、5 3 4 番地の 2、5 3 4 番地の 6、5 3 7 番地の 8、5 3 7 番地の 1 1 ~ 同番地の 1 3、5 3 8 ~ 5 6 0 番地、5 6 4 ~ 5 8 2 番地、5 8 4 ~ 5 9 3 番地、5 9 9 ~ 6 0 1 番地、6 0 3 ~ 6 2 0 番地、6 2 2 ~ 6 5 1 番地
十太夫	8 0 番地の 1、8 5 ~ 8 6 番地、1 1 3 番地の 1、1 1 4 ~ 1 1 7 番地、1 1 9 番地、1 2 1 ~ 1 2 5 番地、1 2 9 ~ 1 3 1 番地、1 3 3 ~ 1 3 4 番地	
新川 小学校	北	全域
	富士見台	全域
	富士見台	1 丁目、2 丁目全域
	小屋	全域
	中野久木	全域
	南	全域
	西初石	1 丁目 7 3 番地を除く全域
	上新宿新田	3 5 ~ 9 8 番地
平方	1 ~ 3 6 番地の 2、4 0 番地の 1、4 4 番地、4 6 番地の 1、1 5 5 番地の 3、1 5 5 番地の 4、1 5 6 番地、1 6 7 番地の 3、1 6 9 番地、1 7 0 番地の 2、1 7 0 番地の 3、1 8 2 番地の 1、1 8 5 番地の 7、1 8 7 ~ 3 5 6 番地、3 6 0 番地、7 9 6 ~ 1	

		0 4 4 番地
	美原	1 丁目、2 丁目全域
		3 丁目 3 3 番地の 6、3 3 番地の 7、3 4 番地の 2、3 5 番地の 2、3 7 番地の 2、1 0 9 番地の 2、1 1 1 番地の 2、1 1 2 番地の 2、1 1 3 番地の 2、1 1 4 番地の 2
東 小学校	西松ヶ丘	1 丁目全域
	松ヶ丘	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目全域
	向小金	1 丁目全域
	名都借	全域
	前ヶ崎	1 5 番地の 2、1 6 番地の 1、1 6 番地の 3 ~ 同番地の 6、1 7 番地の 2、2 2 番地の 2、2 3 番地の 3、2 3 番地の 4、2 9 番地の 2 ~ 同番地の 4、2 9 番地の 7、3 0 番地の 2、3 1 ~ 5 1 番地、5 4 ~ 1 6 5 番地、1 6 7 ~ 1 9 3 番地、1 9 5 ~ 2 1 1 番地、2 1 3 ~ 2 9 5 番地、3 1 3 ~ 3 1 4 番地、3 1 6 ~ 3 2 6 番地、3 5 7 ~ 4 9 7 番地、5 1 1 番地、5 1 3 ~ 6 2 5 番地、6 2 6 番地の 1、6 2 6 番地の 3、6 2 8 番地の 1、6 2 8 番地の 3、6 3 3 番地の 2、6 3 3 番地の 3、6 3 3 番地の 8、6 3 4 番地、6 3 7 ~ 6 4 7 番地、6 4 8 番地の 1、6 4 8 番地の 6、6 4 8 番地の 7、6 4 9 番地、6 5 0 番地の 2、6 8 5 番地の 1、7 0 4 ~ 7 0 7 番地、7 0 8 番地の 2、7 0 9 ~ 7 5 8 番地
江戸川台 小学校	江戸川台東	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
	江戸川台西	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
	美原	1 丁目 2 3 番地の 1、2 3 番地の 2
	こうのす台	2 5 3 ~ 2 6 2 番地、2 6 7 ~ 2 7 1 番地、6 2 5 ~ 6 2 9 番地、6 3 1 ~ 6 4 2 番地、7 9 8 ~ 8 0 1 番地、8 0 6 番地、8 0 8 ~ 8 1 1 番地、8 1 3 番地、8 1 4 番地、9 1 0 番地の 4、9 1 0 番地の 7 ~ 同番地の 4 6、9 1 0 番地の 5 5、9 1 0 番地の 5 6、9 1 0 番地の 5 8 ~ 同番地の 6 4、9 1 6 番地、9 1 7 番地の 1 6 ~ 同番地の 1 9、9 1 7 番地の 3 4、9 1 7 番地の 3 5、1 0 1 0 番地の 2、1 0 1 0 番地の 2 6 ~ 同番地の 2 8、1 0 1 7 ~ 1 0 3 1 番地、1 0 3 2 番地の 8 ~ 同番地の 1 0、1 0 3 2 番地の 4 7、1 0 3 2 番地の 4 8、1 0 3 2 番地の 6 0、1 0 3 2 番地の 9 8 ~ 同番地の 1 0 0、1 0 3 5 番地、1 0 3 6 番地、1 0 3 8 番地、1 0 6 5 番地、1 0 6 7 番地、1 0 6 8 番地、1 0 7 0 ~ 1 0 7 7 番地、1 0 7 9 ~ 1 0 8 2 番地、1 2 1 1 ~ 1 2 1 3 番地、1 2 1 5 番地、1 2 1 7 番地、1 2 1 8 番地、1 2 2 0 番地、1 2 2 2 ~ 1 2 2 6 番地、1 2 2 8 番地、1 2 3 1 ~

		1 2 3 3 番地、1 2 3 5 ~ 1 2 3 7 番地、1 2 4 0 番地、1 2 4 2 ~ 1 2 4 8 番地、1 5 9 3 番地、1 5 9 4 番地
東深井 小学校	東深井	4 7 ~ 7 8 番地、8 1 ~ 1 0 2 番地、1 0 3 番地の 1、1 0 4 番地の 1、1 0 5 番地の 3 ~ 同番地の 5、1 0 6 ~ 1 1 9 番地、1 2 0 番地の 1、1 2 1 番地の 1、1 2 1 番地の 2、1 2 2 ~ 1 2 3 番地、1 2 4 番地の 2 ~ 同番地の 4、1 2 6 番地の 2、1 2 7 ~ 2 6 2 番地、3 7 2 ~ 4 1 8 番地、4 2 6 ~ 5 1 5 番地、5 1 6 ~ 6 5 8 番地、6 5 9 ~ 1 1 0 9 番地、1 1 1 3 番地
	こうのす台	2 6 3 番地、9 1 0 番地の 1、9 1 0 番地の 5、9 1 0 番地の 6、9 1 0 番地の 4 7 ~ 同番地の 5 4、9 1 0 番地の 5 7、9 1 7 番地の 1、9 1 7 番地の 6 ~ 同番地の 1 5、9 1 7 番地の 2 0 ~ 同番地の 3 3、9 1 7 番地の 3 6 ~ 同番地の 6 2、9 1 7 番地の 6 4 ~ 同番地の 6 8、1 0 1 0 番地の 6 ~ 同番地の 2 0、1 0 1 0 番地の 2 5、1 0 1 0 番地の 3 2 ~ 同番地の 3 5、1 0 3 2 番地の 1 ~ 同番地の 7、1 0 3 2 番地の 1 1 ~ 同番地の 4 6、1 0 3 2 番地の 4 9、1 0 3 2 番地の 6 1 ~ 同番地の 9 7、1 0 3 2 番地の 1 0 2、1 0 3 2 番地の 1 0 4 ~ 同番地の 1 1 5
鱈ヶ崎 小学校	南流山	1 丁目、4 丁目、5 丁目全域
	鱈ヶ崎	全域
	大字鱈ヶ崎	全域
西初石 小学校	下花輪	全域
	桐ヶ谷	全域
	谷	全域
	上貝塚	全域
	大畔	3 6 6 番地の 2、3 6 6 番地の 5、3 6 6 番地の 6、4 1 4 番地の 2、4 1 4 番地の 4、4 1 5 番地の 1、4 2 3 番地の 4、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地 ~ 4 2 9 番地、4 3 0 番地の 2、4 3 0 番地の 3、4 3 1 番地の 1、4 3 6 番地の 2、4 3 6 番地の 5 ~ 4 3 6 番地の 2 1、4 4 0 番地の 1 ~ 4 4 0 番地の 4、4 5 4 番地の 1 ~ 4 5 4 番地の 3、4 8 2 番地の 1 ~ 4 8 2 番地の 4、5 2 0 番地、5 2 1 番地の 2、5 2 2 番地、5 2 4 番地、5 2 5 番地、5 2 8 番地の 2、5 2 8 番地の 4、5 2 8 番地の 6、5 3 0 番地の 4、5 3 1 番地の 1 ~ 5 3 1 番地の 8、5 3 5 番地の 1、5 3 5 番地の 4 を除く大畔全域
	若葉台	全域
	上新宿	全域
	西初石	
		2 丁目、3 丁目、4 丁目全域

		5丁目1番地から42番地
	上新宿新田	27～34番地
向小金 小学校	向小金	2丁目、3丁目、4丁目全域
	前ヶ崎	2番地、21～27番地、29番地の5、29番地の6、25番地の5、30番地の1、626番地の5、628番地の2、631番地、632番地、633番地の5、648番地の2、650番地の1、650番地の6、650番地の7、651～655番地、657～683番地、685番地の2～687番地、690～703番地、708番地の3、708番地の6
小山 小学校	東初石	5丁目 1番地～11番地、12番地の2の内、12番地の3の内、13番地の内、14番地～16番地、20番地の1、20番地の2の内、20番地の3の内、125番地～145番地、146番地の1～146番地の4、146番地の6～146番地の12、146番地の14～146番地の20、146番地の21の内、146番地の22、146番地の23、147番地の1の内、147番地の2の内、148番地～177番地、178番地の1の内、178番地の6の内、178番地の21、178番地の22の内、570番地の4、570番地の21
		6丁目 184番地の5の内、184番地の9～184番地の13、185番地の1、185番地の11の内、185番地の12～185番地の15、185番地の16の内、185番地の18、185番地の19、186番地の1、186番地の4、186番地の9～186番地の13、186番地の18～186番地の23、186番地の24の内、186番地の25の内、186番地の26の内、186番地の27、186番地の28の内、186番地の29の内、186番地の30の内、186番地の31～186番地の41、186番地の46～186番地の50、186番地の55、186番地の59～186番地の64、186番地の68～186番地の77、186番地の78の内、186番地の79～186番地の86、186番地の92～186番地の137、186番地の144、186番地の145、186番地の147、186番地の148、186番地の153、186番地の154、186番地の155の内、186番地の156、186番地の157、186番地の161、186番地の162、187番地
	駒木	1～69番地、77～79番地、81～82番地、84～178番地、181番地、261～338番地、473～485番地、

		4 8 6 番地の 1 ~ 同番地の 1 4、5 3 4 番地の 1、5 3 5 ~ 5 3 6 番地、5 3 7 番地の 1 ~ 同番地の 3、5 3 7 番地の 9、5 3 7 番地の 1 0、6 5 5 ~ 6 5 7 番地、1 0 8 0 ~ 1 0 8 7 番地、1 0 8 9 ~ 1 1 0 9 番地
	十太夫	1 番地 ~ 2 番地、4 番地 ~ 1 6 番地、1 8 番地 ~ 7 9 番地、8 7 番地 ~ 1 1 2 番地、1 1 3 番地の 3、1 3 5 番地 ~ 1 6 4 番地、1 6 5 番地の内、1 6 6 番地の内、1 7 0 番地 ~ 1 9 9 番地、2 0 6 番地 ~ 2 1 2 番地、2 1 4 番地 ~ 2 2 8 番地、2 3 1 番地の 5 の内、2 3 2 番地の 1 の内、2 3 3 番地の 1 の内、2 3 6 番地の 1 の内、2 3 7 番地の 4 の内、2 3 8 番地 ~ 2 4 8 番地
長崎 小学校	野々下	2 丁目 1 ~ 3 6 番地の 4、1 2 0 ~ 1 3 9 番地の 1、1 4 2 番地の 3 ~ 同番地の 5、4 7 5 ~ 4 7 7 番地、4 7 8 番地の 2、4 7 9 番地の 2、4 8 0 番地の 1、4 8 1 番地の 2、4 8 2 番地、4 8 3 番地の 2、4 8 4 番地、4 8 5 番地の 1 ~ 同番地の 6、4 8 6 番地、4 8 7 番地、4 8 8 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 9 3 ~ 5 6 5 番地、6 1 9 ~ 6 2 3 番地、6 2 8 ~ 6 8 3 番地、6 8 5 ~ 6 9 1 番地、6 9 3 ~ 7 0 3 番地、7 0 8 番地、7 0 9 番地、7 1 2 ~ 7 1 6 番地、8 3 9 番地の 3、8 4 2 番地の 3
		3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目全域
	長崎	1 丁目、2 丁目全域
流山北 小学校	大字加	4 5 2 番地 ~ 4 9 8 番地、4 9 9 番地の 1、4 9 9 番地の 2、4 9 9 番地の 6、4 9 9 番地の 7、5 0 0 番地、5 0 1 番地の 3、5 0 2 番地 ~ 5 0 8 番地
	加	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目全域
	三輪野山	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目全域
西深井 小学校	深井新田	全域
	平方村新田	全域
	西深井	全域
	東深井	1 ~ 4 1 番地、1 0 3 番地の 2、1 0 4 番地の 2、1 0 5 番地の 1、1 0 5 番地の 6、1 2 0 番地の 2、1 2 0 番地の 4、1 2 1 番地の 3、1 2 1 番地の 4、1 2 1 番地の 9、1 2 1 番地の 1 2、1 2 4 番地の 1、1 2 5 番地、1 2 6 番地の 1、2 6 3 ~ 3 7 1 番地、4 2 0 ~ 4 2 4 番地、1 1 1 0 ~ 1 1 1 2 番地
	平方	3 6 番地の 3 ~ 同番地の 6、4 2 ~ 4 3 番地、4 4 番地の 2 ~ 4 5 番地、4 7 ~ 1 5 5 番地の 2、1 5 5 番地の 5、1 5 7 ~ 1 6 7 番地の 2、1 6 8 番地、1 7 0 番地の 1、1 7 0 番地の 4 ~ 1 8 1 番地、1 8 3 ~ 1 8 5 番地の 6、3 5 7 ~ 3 5 9 番地、3 6

		1 ~ 7 6 5 番地、1 0 4 5 ~ 1 1 9 4 番地
	美原	3 丁目 3 8 ~ 7 0 番地、7 4 ~ 1 0 8 番地
		4 丁目 全域
南流山 小学校	南流山	2 丁目、3 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目 全域
	木	全域
	流山	2 4 5 6 ~ 2 6 2 5 番地
おおた かの森 小学校	西初石	5 丁目 1 番地から 4 2 番地を除く 5 丁目 全域
		6 丁目 全域
	市野谷	1 番地の 1、1 番地の 2、1 番地の 3、2 番地、3 番地の 1、3 番地の 4、3 番地の 5、4 番地の 1、4 番地の 4、4 番地の 5、5 番地の 1、5 番地の 2、5 番地の 3、6 番地の 1、6 番地の 3、6 番地の 4、7 番地の 1、8 番地、9 番地、1 0 番地の 1 を除く 市野谷 全域
	大畔	3 6 6 番地の 2、3 6 6 番地の 5、3 6 6 番地の 6、4 1 4 番地の 2、4 1 4 番地の 4、4 1 5 番地の 1、4 2 3 番地の 4、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地 ~ 4 2 9 番地、4 3 0 番地の 2、4 3 0 番地の 3、4 3 1 番地の 1、4 3 6 番地の 2、4 3 6 番地の 5 ~ 4 3 6 番地の 2 1、4 4 0 番地の 1 ~ 4 4 0 番地の 4、4 5 4 番地の 1 ~ 4 5 4 番地の 3、4 8 2 番地の 1 ~ 4 8 2 番地の 4、5 2 0 番地、5 2 1 番地の 2、5 2 2 番地、5 2 4 番地、5 2 5 番地、5 2 8 番地の 2、5 2 8 番地の 4、5 2 8 番地の 6、5 3 0 番地の 4、5 3 1 番地の 1 ~ 5 3 1 番地の 8、5 3 5 番地の 1、5 3 5 番地の 4
	大字三輪野山	全域
大字加	4 9 9 番地の 3、4 9 9 番地の 8、5 0 1 番地の 1、5 1 3 番地 ~ 5 2 9 番地	
東初石	5 丁目	1 2 番地の 1、1 2 番地の 2 の内、1 2 番地の 3 の内、1 3 番地の内、2 0 番地の 2 の内、2 0 番地の 3 の内、2 1 番地、1 4 6 番地の 2 1 の内、1 4 7 番地の 1 の内、1 4 7 番地の 2 の内、1 7 8 番地の 1 の内、1 7 8 番地の 6 の内、1 7 8 番地の 7、1 7 8 番地の 8、1 7 8 番地の 1 8 ~ 1 7 8 番地の 2 0、1 7 8 番地の 2 2 の内、1 7 9 番地 ~ 1 8 1 番地
	6 丁目	1 8 1 番地 ~ 1 8 3 番地、1 8 4 番地の 1、1 8 4 番地の 5 の内、1 8 4 番地の 6、1 8 4 番地の 7、1 8 4 番地の 8、1 8 4 番地の 1 1、1 8 4 番地の 1 3、1 8 5 番地の 6 の内、1 8 5 番地の 1 1 の内、1 8 5 番地の 1 4、1 8 5 番地の 1 5、1 8 5 番地の

		16の内、185番地の17、185番地の20、186番地の14、186番地の15、186番地の16、186番地の17、186番地の24の内、186番地の25の内、186番地の26の内、186番地の28の内、186番地の29の内、186番地の30の内、186番地の42～186番地の45、186番地の51～186番地の53、186番地の78の内、186番地の138～186番地の143、186番地の146、186番地の149～186番地の152、186番地の155の内、186番地の158～186番地の160
	十太夫	165番地の内、166番地の内、167番地～169番地、213番地の1の内、229番地、230番地の1～230番地の4、231番地の1～231番地の4、231番地の5の内、232番地の1の内、232番地の2、232番地の3、233番地の1の内、233番地の2～233番地の4、234番地の2、234番地の3、235番地の1～235番地の3、236番地の1の内、236番地の2、236番地の3、237番地の2、237番地の3、237番地の4の内
	後平井	108番地の2、110番地の2、111番地の2、112番地の2、113番地の2、282番地の2、283番地の1、283番地の3、284番地、285番地の1、285番地の4、285番地の5、286番地の1、287番地の1、287番地の2、288番地の1、288番地の2、289番地の1、289番地の3、290番地の1、291番地の2
	野々下	1丁目 42番地の2、43番地の2、164番地の6、165番地の1、165番地の2、165番地の4、165番地の11、165番地の13、165番地の14、178番地の3、178番地の5、178番地の8、179番地、180番地の1
南部 中学校	三輪野山	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目全域
	流山	933番地～1155番地
	流山	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、9丁目全域
	西平井	全域
	大字加	452番地～498番地、499番地の1、499番地の2、499番地の6、499番地の7、500番地、501番地の3、502番地～508番地
	加	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目全域
	平和台	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目全域
常盤松	東初石	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域

中学校	<p>5 丁目 1 番地 ~ 1 1 番地、1 2 番地の 2 の内、1 2 番地の 3 の内、1 3 番地の内、1 4 番地 ~ 1 6 番地、2 0 番地の 1、2 0 番地の 2 の内、2 0 番地の 3 の内、1 2 5 番地 ~ 1 4 5 番地、1 4 6 番地の 1 ~ 1 4 6 番地の 4、1 4 6 番地の 6 ~ 1 4 6 番地の 1 2、1 4 6 番地の 1 4 ~ 1 4 6 番地の 2 0、1 4 6 番地の 2 1 の内、1 4 6 番地の 2 2、1 4 6 番地の 2 3、1 4 7 番地の 1 の内、1 4 7 番地の 2 の内、1 4 8 番地 ~ 1 7 7 番地、1 7 8 番地の 1 の内、1 7 8 番地の 6 の内、1 7 8 番地の 2 1、1 7 8 番地の 2 2 の内、5 7 0 番地の 4、5 7 0 番地の 2 1</p>
青田	全域
駒木	<p>3 6 9 番地の 9、3 6 9 番地の 1 0、3 7 0 番地の 1 の内、3 7 0 番地の 2、3 7 0 番地の 3、3 7 1 番地の 1 の内、3 7 1 番地の 2 の内、3 8 0 番地の 2 ~ 3 8 0 番地の 5、3 8 0 番地の 7、3 8 1 番地の 3 ~ 3 8 1 番地の 5、3 8 1 番地の 6 の内、3 8 1 番地の 1 2 ~ 3 8 1 番地の 2 8、3 8 1 番地の 2 9 の内 ~ 3 8 1 番地の 3 1 の内、3 8 2 番地の 3、3 8 3 番地の内、3 8 4 番地 ~ 3 9 9 番地、4 0 1 番地 ~ 4 4 9 番地、5 0 8 番地の 5、5 0 8 番地の 9、5 0 8 番地の 1 1、5 0 8 番地の 1 2、5 0 8 番地の 1 4 ~ 5 0 8 番地の 1 9、5 0 8 番地の 2 2 ~ 5 0 8 番地の 2 5、5 0 8 番地の 2 7 ~ 5 0 8 番地の 3 3、5 0 8 番地の 3 7 ~ 5 0 8 番地の 4 4、5 0 8 番地の 4 6 ~ 5 0 8 番地の 5 2、5 0 8 番地の 5 6 ~ 5 0 8 番地の 6 1、5 0 9 番地 ~ 5 1 9 番地、5 2 0 番地の 1、5 2 0 番地の 2、5 2 0 番地の 3 の内、5 2 0 番地の 6、5 2 0 番地の 9、5 2 0 番地の 1 2、5 2 0 番地の 1 3、5 2 0 番地の 1 8 ~ 5 2 0 番地の 2 1、5 2 0 番地の 2 2 の内、5 2 0 番地の 2 3 ~ 5 2 0 番地の 2 8、5 2 0 番地の 3 5 の内、5 2 1 番地の 6 の内、5 2 1 番地の 2 2、5 2 1 番地の 2 4、5 2 1 番地の 2 5、5 7 8 番地の 1 1 の内、5 7 8 番地の 1 3 の内、5 8 0 番地の 2 の内、5 8 5 番地の 2、5 8 5 番地の 3 の内、5 8 6 番地の 3、5 8 6 番地の 4 の内、5 8 7 番地の 3、5 8 7 番地の 4 の内、5 8 8 番地の 1、5 8 8 番地の 3、5 8 8 番地の 5 の内、5 8 9 番地の 1、5 8 9 番地の 3、5 8 9 番地の 5 の内、5 8 9 番地の 6、5 9 0 番地の 1、5 9 0 番地の 3、5 9 0 番地の 4、5 9 0 番地の 6 の内、5 9 0 番地の 7、5 9 0 番地の 9 の内、5 9 1 番地の 1、5 9 1 番地の 2、5 9 1 番地の 4 の内、5 9 2 番地の 1、5 9 2 番地の 2、5 9 2 番地の 3 の内、5 9 2 番地の 4 の内、5 9 3 番地、5 9 9 番地、6 0 0 番地 ~ 6 1 7 番地、</p>

	6 1 8 番地の 1、6 1 8 番地の 2、6 1 8 番地の 5、6 1 9 番地、6 2 0 番地の 1 ~ 6 2 0 番地の 3 8、6 2 0 番地の 4 1 ~ 6 2 0 番地 4 3、6 2 0 番地の 4 6 ~ 6 2 0 番地の 5 4、6 2 0 番地の 5 5 の内、6 2 0 番地の 5 6、6 2 0 番地の 5 7、6 2 0 番地の 6 8 ~ 6 2 0 番地の 7 1、6 2 0 番地の 7 3 ~ 6 2 0 番地の 7 5、6 2 0 番地の 7 6 の内、6 2 0 番地の 7 7 ~ 6 2 0 番地の 8 0、6 2 0 番地の 8 2、6 2 0 番地の 8 3、6 2 0 番地の 8 5 ~ 6 2 0 番地の 9 9、6 2 0 番地の 1 0 1、6 2 0 番地の 1 0 3 ~ 6 2 0 番地の 1 0 6、6 2 0 番地の 1 0 8、6 2 0 番地の 1 0 9、6 2 0 番地の 1 1 1 ~ 6 2 0 番地の 1 1 7、6 2 0 番地の 1 1 8 の内、6 2 0 番地の 1 1 9 ~ 6 2 0 番地の 1 2 4、6 2 0 番地の 1 3 5 の内、6 2 0 番地の 1 3 8 の内、6 2 1 番地 ~ 6 5 1 番地
駒木台	全域
十太夫	5 2 番地の 4 の内、5 2 番地の 5 の内、5 3 番地の 1 の内、5 3 番地の 2 の内、5 3 番地の 3、5 3 番地の 4 の内、5 4 番地の 1 ~ 5 4 番地の 3、5 5 番地の 1、5 5 番地の 2、5 5 番地の 3 の内、5 5 番地の 4、5 5 番地の 5、5 6 番地の 2 の内、6 2 番地の 1 の内 ~ 6 2 番地の 3 の内、6 2 番地の 4、6 2 番地の 5、6 3 番地の 1 の内、6 3 番地の 2 の内、6 4 番地の 1 の内、6 4 番地の 2 の内、6 5 番地 ~ 7 0 番地、7 1 番地の 1 ~ 7 1 番地の 8、7 1 番地の 9 の内、7 1 番地の 1 0 ~ 7 1 番地の 1 8、7 2 番地 ~ 9 1 番地、9 2 番地の 1 ~ 9 2 番地の 1 0、9 2 番地の 1 1 の内、9 2 番地の 1 2 ~ 9 2 番地の 1 4、9 2 番地の 1 6 の内、9 2 番地の 2 0 の内、9 2 番地の 2 1、9 2 番地の 2 3、9 2 番地の 2 4、9 2 番地の 2 5 の内 ~ 9 2 番地の 2 7 の内、9 2 番地の 2 8 ~ 9 2 番地の 3 3、9 2 番地の 3 4 の内、9 2 番地の 3 7、9 2 番地の 3 8、9 2 番地の 3 9 の内、9 2 番地の 4 0 ~ 9 2 番地の 5 6、9 2 番地の 6 0 の内、9 2 番地の 6 1 ~ 9 2 番地の 6 4、9 2 番地の 6 5 の内、9 2 番地の 6 8 ~ 9 2 番地の 7 4、9 2 番地の 7 5 の内、9 2 番地の 7 6 ~ 9 2 番地の 8 5、1 0 6 番地の 2 の内、1 0 6 番地の 3 の内、1 0 6 番地の 5 の内、1 0 6 番地の 9、1 0 6 番地の 1 0 の内、1 0 6 番地の 1 2、1 0 6 番地の 1 4 の内、1 0 6 番地の 1 6、1 0 6 番地の 1 8 の内、1 0 7 番地の 1 ~ 1 0 7 番地の 7、1 0 7 番地の 8 の内、1 0 7 番地の 1 1 の内、1 0 7 番地の 1 3、1 0 7 番地の 1 4、1 0 7 番地の 1 5 の内、1 0 7 番地の 1 6、1 0 7 番地の 1 7、1 0 7 番地の 1 8 の内、1 0 7 番地の 1 9 の内、1 0 7 番地の 2 0、1 0 7 番地の 2 1 の内、1 0 7 番地の 2 2 ~ 1 0 7 番地の 2 4、1 0 7

		番地の25の内、107番地の26～107番地の28、107番地の30～107番地の34、107番地の35の内、107番地の36～107番地の39、107番地の40の内、108番地～164番地、165番地の内、166番地の内、170番地～181番地、182番地の内、183番地の内、185番地の内、186番地の内、213番地の1の内、213番地の2、219番地～228番地、231番地の5の内、232番地の1の内、233番地の1の内、234番地の2の内、234番地の3の内
	美田	全域
北部 中学校	富士見台	全域
	富士見台	1丁目、2丁目全域
	小屋	全域
	南	全域
	北	全域
	中野久木	全域
	平方村新田	全域
	美原	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域
	江戸川台東	1丁目、2丁目、3丁目全域
	江戸川台西	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域
	西初石	1丁目70～72番地、740～778番地
	上新宿新田	35～98番地
	平方	1～40番地、42～71番地、74～78番地、80～87番地、89～90番地、94～98番地、100～111番地、112番地の1～同番地の3、113～122番地、124番地、126番地、128～185番地、187～190番地、192～193番地、195番地、197番地、199～202番地、208～214番地、216番地、220～222番地、229番地、238～239番地、249～250番地、259～336番地、340～348番地、350～432番地、435～862番地、864～971番地、973～1194番地
東部 中学校	西松ヶ丘	1丁目全域
	松ヶ丘	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目全域
	向小金	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域
	前ヶ崎	全域
	名都借	全域
東深井	東深井	全域

中学校	西深井	全域
	こうのす台	全域
	深井新田	全域
	江戸川台東	江戸川台東4丁目
	平方	88番地の1～同番地の9、92番地の1～同番地の5、93番地の1、93番地の2、93番地の4、93番地の6～同番地の16、112番地の8、112番地の9、112番地の14～同番地の16、112番地の39～同番地の41、123番地の1～同番地の19、127番地の2、433番地の3～同番地の48
八木 中学校	宮園	1丁目、2丁目、3丁目全域
	思井	全域
	中	全域
	芝崎	全域
	古間木	全域
	前平井	全域
	後平井	108番地の2、110番地の2、111番地の2、112番地の2、113番地の2、282番地の2、283番地の1、283番地の3、284番地、285番地の1、285番地の4、285番地の5、286番地の1、287番地の1、287番地の2、288番地の1、288番地の2、289番地の1、289番地の3、290番地の1、291番地の2を除く後平井全域
	野々下	1丁目 42番地の2、43番地の2、164番地の6、165番地の1、165番地の2、165番地の4、165番地の11、165番地の13、165番地の14、178番地の3、178番地の5、178番地の8、179番地、180番地の1を除く野々下1丁目全域
		2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目全域
長崎	1丁目、2丁目全域	
市野谷	1番地の1、1番地の2、1番地の3、2番地、3番地の1、3番地の4、3番地の5、4番地の1、4番地の4、4番地の5、5番地の1、5番地の2、5番地の3、6番地の1、6番地の3、6番地の4、7番地の1、8番地、9番地、10番地の1	
南流山 中学校	流山	7丁目、8丁目全域
	鱒ヶ崎	全域
	大字鱒ヶ崎	全域
	木	全域

	南流山	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目全域	
	流山	2456～2625番地	
西初石 中学校	若葉台	全域	
	桐ヶ谷	全域	
	谷	全域	
	下花輪	全域	
	上貝塚	全域	
	大畔	366番地の2、366番地の5、366番地の6、414番地の2、414番地の4、415番地の1、423番地の4、426番地の2、427番地～429番地、430番地の2、430番地の3、431番地の1、436番地の2、436番地の5～436番地の21、440番地の1～440番地の4、454番地の1～454番地の3、482番地の1～482番地の4、520番地、521番地の2、522番地、524番地、525番地、528番地の2、528番地の4、528番地の6、530番地の4、531番地の1～531番地の8、535番地の1、535番地の4を除く大畔全域	
	上新宿	全域	
	上新宿新田	27～34番地	
	西初石	1丁目	73番地
		2丁目、3丁目、4丁目	全域
5丁目		1番地から42番地	
おおた かの森 中学校	西初石	5丁目1番地から42番地を除く5丁目全域	
		6丁目全域	
	市野谷	1番地の1、1番地の2、1番地の3、2番地、3番地の1、3番地の4、3番地の5、4番地の1、4番地の4、4番地の5、5番地の1、5番地の2、5番地の3、6番地の1、6番地の3、6番地の4、7番地の1、8番地、9番地、10番地の1を除く市野谷全域	
	大畔	366番地の2、366番地の5、366番地の6、414番地の2、414番地の4、415番地の1、423番地の4、426番地の2、427番地～429番地、430番地の2、430番地の3、431番地の1、436番地の2、436番地の5～436番地の21、440番地の1～440番地の4、454番地の1～454番地の3、482番地の1～482番地の4、520番地、521番地の2、522番地、524番地、525番地、528番地の2、528番地の4、528番地の6、530	

	番地の4、531番地の1～531番地の8、535番地の1、535番地の4
大字三輪野山	全域
大字加	499番地の3、499番地の8、501番地の1、513番地～529番地
東初石	5丁目 12番地の1、12番地の2の内、12番地の3の内、13番地の内、20番地の2の内、20番地の3の内、21番地、146番地の21の内、147番地の1の内、147番地の2の内、178番地の1の内、178番地の6の内、178番地の7、178番地の8、178番地の18～178番地の20、178番地の22の内、179番地～181番地
	6丁目全域
駒木	1番地～299番地、300番地～368番地、369番地の1～369番地の8、370番地の1の内、371番地の1の内、371番地の2の内、371番地の3～371番地の5、372番地～379番地、380番地の6、381番地の1、381番地の2、381番地の6の内、381番地の7、381番地の29の内～381番地の31の内、381番地の32～381番地の42、382番地の1、382番地の2、382番地の4～382番地の7、383番地の内、473番地～499番地、500番地～507番地、508番地の1、508番地の3、508番地の4、508番地の6～508番地の8、508番地の13、508番地の20、508番地の21、508番地の34～508番地の36、508番地の45、508番地の53～508番地の55、508番地の62～508番地の65、520番地の3の内、520番地の4、520番地の5、520番地の7、520番地の8、520番地の10、520番地の11、520番地の14～520番地の17、520番地の22の内、520番地の35の内、521番地の1～521番地の5、521番地の6の内、521番地の7、521番地の9～521番地の21、521番地の23、521番地の26、521番地の27、521番地の31～521番地の34、521番地の36、521番地の37、522番地～577番地、578番地の1～578番地の10、578番地の11の内、578番地の12、578番地の13の内、579番地、580番地の1、580番地の2の内、580番地の3～580番地の6、581番地～584番地、585番地の1、585番地の3の内、585番地の4、586

	<p>番地の 1、5 8 6 番地の 2、5 8 6 番地の 4 の内、5 8 7 番地の 1、5 8 7 番地の 2、5 8 7 番地の 4 の内、5 8 7 番地の 5、5 8 8 番地の 2、5 8 8 番地の 4、5 8 8 番地の 5 の内、5 8 9 番地の 2、5 8 9 番地の 4、5 8 9 番地の 5 の内、5 9 0 番地の 2、5 9 0 番地の 5、5 9 0 番地の 6 の内、5 9 0 番地の 8、5 9 0 番地の 9 の内、5 9 0 番地の 1 0、5 9 1 番地の 3、5 9 1 番地の 4 の内、5 9 1 番地の 5 ~ 5 9 1 番地の 8、5 9 2 番地の 3 の内、5 9 2 番地の 4 の内、6 1 8 番地の 3、6 2 0 番地の 4 5、6 2 0 番地の 5 5 の内、6 2 0 番地の 5 9 ~ 6 2 0 番地の 6 4、6 2 0 番地の 7 6 の内、6 2 0 番地の 8 1、6 2 0 番地の 8 4、6 2 0 番地の 1 1 8 の内、6 2 0 番地の 1 2 6 ~ 6 2 0 番地の 1 3 4、6 2 0 番地の 1 3 5 の内、6 2 0 番地の 1 3 6、6 2 0 番地の 1 3 8 の内、6 2 0 番地の 1 3 9、6 2 0 番地の 1 4 0 ~ 6 2 0 番地の 1 5 3、6 5 5 番地、1 0 8 0 番地 ~ 1 0 8 7 番地、1 0 8 9 番地 ~ 1 1 0 9 番地</p>
<p>十太夫</p>	<p>1 番地 ~ 5 1 番地、5 2 番地の 1 ~ 5 2 番地の 3、5 2 番地の 4 の内、5 2 番地の 5 の内、5 2 番地の 6、5 2 番地の 7、5 3 番地の 1 の内、5 3 番地の 2 の内、5 3 番地の 4 の内、5 5 番地の 3 の内、5 6 番地の 1、5 6 番地の 2 の内、5 6 番地の 3 ~ 5 6 番地の 5、5 7 番地 ~ 6 1 番地、6 2 番地の 1 の内 ~ 6 2 番地の 3 の内、6 3 番地の 1 の内、6 3 番地の 2 の内、6 3 番地の 3、6 4 番地の 1 の内、6 4 番地の 2 の内、6 4 番地の 6 ~ 6 4 番地の 8、7 1 番地の 9 の内、9 2 番地の 1 1 の内、9 2 番地の 1 6 の内、9 2 番地の 1 7 ~ 9 2 番地の 1 9、9 2 番地の 2 0 の内、9 2 番地の 2 2、9 2 番地の 2 5 の内 ~ 9 2 番地の 2 7 の内、9 2 番地の 3 4 の内、9 2 番地の 3 5、9 2 番地の 3 6、9 2 番地の 3 9 の内、9 2 番地の 5 7 ~ 9 2 番地の 5 9、9 2 番地の 6 0 の内、9 2 番地の 6 5 の内、9 2 番地の 6 6、9 2 番地の 6 7、9 2 番地の 7 5 の内、9 3 番地 ~ 1 0 5 番地、1 0 6 番地の 2 の内、1 0 6 番地の 3 の内、1 0 6 番地の 4、1 0 6 番地の 5 の内、1 0 6 番地の 6 ~ 1 0 6 番地の 8、1 0 6 番地の 1 0 の内、1 0 6 番地の 1 1、1 0 6 番地の 1 3、1 0 6 番地の 1 4 の内、1 0 6 番地の 1 5、1 0 6 番地の 1 7、1 0 6 番地の 1 8 の内、1 0 7 番地の 8 の内、1 0 7 番地の 1 1 の内、1 0 7 番地の 1 5 の内、1 0 7 番地の 1 8 の内、1 0 7 番地の 1 9 の内、1 0 7 番地の 2 1 の内、1 0 7 番地の 2 5 の内、1 0 7 番地の 2 9、1 0 7 番地の 3 5 の内、1 0 7 番地の 4 0 の内、1 6 5 番地の内、1 6 6 番地の内、1 6 7 番地 ~ 1 6 9 番地、1 8 2 番地の内、1 8 3 番地</p>

	<p>の内、185番地の内、186番地の内、187番地～212番地、213番地の1の内、213番地の3、229番地、230番地、231番地の1～231番地の4、231番地の5の内、232番地の1の内、232番地の2、232番地の3、233番地の1の内、233番地の2～233番地の4、234番地の2の内、234番地の3の内、235番地～248番地</p>
後平井	<p>108番地の2、110番地の2、111番地の2、112番地の2、113番地の2、282番地の2、283番地の1、283番地の3、284番地、285番地の1、285番地の4、285番地の5、286番地の1、287番地の1、287番地の2、288番地の1、288番地の2、289番地の1、289番地の3、290番地の1、291番地の2</p>
野々下	<p>1丁目 42番地の2、43番地の2、164番地の6、165番地の1、165番地の2、165番地の4、165番地の11、165番地の13、165番地の14、178番地の3、178番地の5、178番地の8、179番地、180番地の1</p>

指定学校変更及び区域外就学

1 制度の概要

児童・生徒が就学する流山市立の小中学校については、流山市教育委員会で通学区域に基づき指定しています。しかし、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、流山市教育委員会に申請することにより、指定された学校以外の小中学校への通学（指定学校変更・区域外就学）が認められる場合があります。

2 制度の根拠

学校教育法施行令第8条・9条

3 指定学校変更及び区域外就学が認められる基準

(1) 地理的条件に関する理由

通学距離が遠距離で通学が困難な場合

通学上の安全等に配慮する必要がある場合

(2) 転居に関する理由

3か月以内の転居が確実で、転居予定先の学校への就学を希望する場合

学期途中の転居で、当該学期末まで従前の学校への就学を希望する場合

家の増改築等で、一時的に別学区への転居する場合

最終学年に在学している児童・生徒が転居した場合

(3) 身体に関する理由

心身の故障等により、指定学校への就学が困難な場合

特別支援学級や院内学級に入級する場合

(4) 教育的配慮に関する理由

いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な状況がある場合

文化的な活動、運動活動等の学校独自の活動において、児童・生徒の特性に配慮する必要がある場合

(5) 個別事情に関する理由

保護者の勤務等のため、児童・生徒の帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童・生徒を預かっている場合

D V による緊急避難の場合

兄弟姉妹が指定学校変更・区域外就学を許可されている場合（該当理由及び在学時期による制限あり）

（ 6 ） その他、児童・生徒の具体的な状況に応じて、教育委員会が相当と認める場合

（注）すべての場合において、通学上の安全が確保できることを前提とします。

（注）必要に応じて、関係書類の提出をお願いする場合があります。

児童・生徒数

資料5

小学校

(特別支援学級除く)

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
流山小	146	5	158	5	133	4	135	4	106	3	134	4	812	25
八木南小	38	2	41	2	39	2	25	1	31	1	23	1	197	9
八木北小	102	3	109	4	122	4	100	3	112	3	114	3	659	20
新川小	69	2	79	3	72	2	63	2	76	2	57	2	416	13
東小	101	3	109	4	110	3	116	4	116	4	141	4	693	22
江戸川台小	101	3	104	3	93	3	102	3	105	3	98	3	603	18
東深井小	108	4	123	4	124	4	126	4	140	4	168	5	789	25
鱒ヶ崎小	97	3	85	3	90	3	106	3	73	2	105	3	556	17
向小金小	97	3	89	3	79	3	81	3	92	3	76	2	514	17
西初石小	137	4	97	3	111	3	101	3	108	3	98	3	652	19
小山小	175	5	139	4	109	3	80	3	86	3	74	2	663	20
長崎小	97	3	97	3	103	3	89	3	94	3	74	2	554	17
流山北小	100	3	99	3	118	4	118	4	140	4	136	4	711	22
西深井小	26	1	40	2	32	1	29	1	35	1	37	1	199	7
南流山小	126	4	117	4	121	4	132	4	119	4	107	3	722	23
おおたかの森小	162	5	134	4	131	4	105	3	79	3	81	3	692	22
小学校計	1,682	53	1,620	54	1,587	50	1,508	48	1,512	46	1,523	45	9432	296

中学校

(特別支援学級除く)

学校名	1年		2年		3年		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
南部中	235	7	272	8	230	7	737	22
常盤松中	112	4	124	4	166	5	402	13
北部中	168	5	142	4	156	5	466	14
東部中	192	6	176	5	222	6	590	17
東深井中	160	5	164	5	136	4	460	14
八木中	105	3	89	3	105	3	299	9
南流山中	175	5	166	5	196	6	537	16
西初石中	114	4	100	3	107	3	321	10
おおたかの森中	87	3	80	3	7	1	174	7
中学校計	1,348	42	1,313	40	1,325	40	3,986	122

